

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」オリジナルロゴマーク制作業務提案募集要項

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」オリジナルロゴマーク制作業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 業務名

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」オリジナルロゴマーク制作業務

(2) 業務の目的

「わかやまジェンダー平等プロジェクト」(以下、プロジェクトとする。)とは、『ジェンダー平等が進み、誰もが居場所と出番のある社会へ』を理念とし、その理念を形とするために『性別による決めつけをやめる』『性の在り方の違いを認め、互いに支え合う』『小さなことから変えていく』を行動基準とした有志による企業、団体、支援協力団体が一体となった組織体のことをいう。当プロジェクトの参画者及び関係団体等が統一的なイメージにより県内外への効果的なPRを行い、当プロジェクトの認知度やブランド力の向上を図るため、ロゴマーク及びロゴマークを使用した関係者配布物を制作することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年8月29日(金)まで

(4) 委託上限額

308,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)を上限とする。

(5) 契約相手方の選定

本業務は、公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断された事業者を選定し、契約候補者とする。

(6) 業務内容

別紙1仕様書のとおり

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 今回の事業趣旨を的確に理解した事業者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づき、競争入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「10 企画・広告・手配」、小分類が「1 広告・デザイン・映像制作」に登録されている者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における競争入札への参加を制限されていない者。
- (5) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。

3 スケジュール（予定）

内 容	日 時
公募開始	令和7年4月11日（金）
質問受付期限	令和7年4月18日（金）
質問回答	令和7年4月22日（火）
参加申込書提出期限	令和7年4月23日（水）
提案書の提出期限	令和7年5月12日（月）
書面審査	令和7年5月中下旬
結果通知	令和7年5月下旬
見積徴収及び契約締結	令和7年6月上旬

4 参加申込手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②参加に関する誓約書（様式第2号）
- ③「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写し

(2) 提出期限

令和7年4月23日（水）16時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。提出後、電話でメール着信を確認すること。

(4) 提出先

後記「9 本件についての問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年4月18日（金）16時まで（必着）

(2) 受付方法

質問項目等を質問票（様式第3号）に記載し、電子メールで提出すること。
電話、FAX、持参等は認めない。なお、電子メール送信後、電話でメール着信を確認すること。

(3) 提出先

後記「9 本件についての問い合わせ先」に記載の電子メールアドレス。

(4) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年4月22日（火）に、和歌山県多様な生き方支援課のホームページにて公表することとし、個別の回答は行わない。

（事業者名非公表）なお、質問内容がプロポーザルに参加する者として不適切な質問の場合には、回答が示されない場合もあるので、留意すること。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別表1に記載のとおり

(2) 提出期限

令和7年5月12日（月）16時まで（必着）

(3) 提出方法及び部数

別表1に記載のとおり

(4) 提出先

〒640-8585（県庁専用郵便番号）

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課（担当：大野）

電子メール：ono_y0008@pref.wakayama.lg.jp

電話：073-441-2510（直通）

(5) 提出上の留意事項

- ・期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ・提案書等の提出後、提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ・提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。
- ・提出された提案書は本件選定以外の用途には使用しない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。なお、本県の文書規程等に従い責任を持って管理・破棄を行うものとする。

7 選定方法等について

(1) 審査方法（書面審査の実施）

審査は、和歌山県が別に定める委員により組織された「和歌山県共生社会推進部公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者が提出した企画提案書等一式を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容等を評価・採点し、契約候補者を選定する。なお、審査は書面審査により行うこととし、選定委員会は非公開とする。

(2) 選定基準

選定基準（審査項目及び配点）は、別表2のとおりとする。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、令和7年5月下旬に電子メール又は電話で連絡するとともに、後日、本県のホームページにて公表する。

(4) 失格要件

次に掲げるものの提案は無効とする。

- ① 上記「2 参加資格」に示す資格要件を満たさない者
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 本実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ④ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参考見積書の金額が、上記「1 (4) 委託上限額」を超過した場合
- ⑥ 法令に違反することが明らかな提案を行った場合
- ⑦ その他、選定委員会委員長及び事務局の指示に従わない場合

8 契約手続き等

- (1) 審査により契約候補者として選定された者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- (2) 契約候補者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは失格要件又は不正と認められる行為が判明した場合は、次順位者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。
- (3) 県と契約候補者は、企画提案書に基づき、仕様の詳細を協議し、最終的な仕様を確定させた上で、委託契約を締結する。

9 本件についての問い合わせ先

和歌山県共生社会推進部 子ども家庭局 多様な生き方支援課（担当：大野）

電子メール：ono_y0008@pref.wakayama.lg.jp

電話：073-441-2510（直通）

10 その他

- (1) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。
- (2) 委託料には、契約候補者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 契約候補者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書の内容は現時点の案であり、委託契約の締結後であっても変更する場合がある。
- (5) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (6) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、提案書等の提出期限の日までに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

別表1

(6 企画提案書の提出「(1) 提出書類」及び「(3) 提出方法及び部数」関係)

・次の1から3までの書類(データ)を6(4)提出先まで提出すること。4は該当者のみ。

No	提出書類	留意事項等	様式等	提出方法及び部数
1	企画提案書 及び資料	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案は別添「わかやまジェンダー平等プロジェクト」オリジナルロゴマーク等制作業務委託仕様書」に定める内容を参照の上、提案すること。 ・企画提案書には、次の事項を盛り込み、具体的かつ簡潔に、イメージ図などを含めて記載すること。 ・使用する文字の大きさは11ポイント以上とすること。 ア 提案のポイント イ 制作プロセス・考え方 ウ ロゴマーク原案(複数提案も可能とする) エ 業務スケジュール 	任意様式	<p>正本1部、副本5部を「紙」で持参もしくは郵送で提出すること。</p> <p>併せて、「電子データ」(正本・副本)をメールにて提出すること。</p>
2	企業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・企業規模、事業内容などを記載すること ※ 企業概要冊子、パンフレット等でも可 	任意様式	6部を「紙」で持参もしくは郵送で提出すること。
3	概算見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・概算見積書には、以下の事項を記載すること。 ア 本案件の委託業務名、発行責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先 イ 宛名は「和歌山県知事 岸本周平」とすること。 ウ 上記「1(4) 委託上限額」の範囲内において、本委託業務の実施に伴う全ての経費(消費税及び地方消費税相当額を含む)。また、積算の内訳がわかるように記載すること。 	任意様式	「電子データ」をメールにて提出すること。
4	企業におけるワークライフバランスの推進に関する証明書	<p>別表2「審査項目 No.4」に該当する場合に提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍企業同盟」、「和歌山こどもまんなか応援団」登録証の写し ・労働局の受理印が押印された「一般事業主行動計画」の写し ・各種(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん)認定通知書の写し 	各種所定の様式	「電子データ」をメールにて提出すること。

別表2

(7 選定方法等について (2) 選定基準 関係)

1 審査項目及び配点

No	審査項目	審査ポイント	配点	傾斜
1	提案内容のコンセプト	・表現するメッセージが明確で、訴求力のあるストーリー性を有しているか。 ・プロジェクトの理念が表現されたロゴマークとなるよう、制作のプロセスや考え方が具体的に示されているか。	5点	7倍
2	ロゴマーク原案のデザイン性	・プロジェクトのイメージを表現し、一見して人々の心を掴むような、視覚的に惹きつけ強く印象に残る工夫がなされているか。	5点	7倍
		・独創性が高く、他と類似しないオリジナリティを感じさせるか。	5点	3倍
3	汎用性、展開性	・官民間問わず、広くプロモーション活動に展開しやすいものであるか。	5点	2倍
4	企業におけるライフワークバランスの推進 (女性活躍企業同盟、和歌山子どもまんなか応援団のいずれかもしくは両方に参画している場合、右欄の審査ポイントに基づき評価。)	・常時雇用する労働者数が100人以下の事業主による、女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出を行っているか。	1点	1倍
		・女性活躍推進法に基づく認証(プラチナえるぼし、えるぼし)、次世代法に基づく認証(プラチナくるみん、くるみん)を取得しているか。	4点	1倍
合計(最大)			100点	

2 審査項目1～3に係る評価の目安

非常に優れている：5点、優れている：4点、普通(一般的な提案)：3点、劣っている：2点、非常に劣っている：1点、要求に適合しない：0点

3 採点方法

- (1) 選定委員の持ち点(各審査項目の配点に傾斜を掛け合わせた合計100点)を合算した値が最も高い者を契約候補者、次に高い者を次順位者として決定する。
- (2) 点数が同点の場合は、提案内容(審査項目1,2)の点数が高い者を契約候補者又は次順位者とする。
- (3) なお、提案者が1者の場合においては、選定委員会における評価を行った上で、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達しており、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を委託候補者として決定する。